



2019年11月12日

受益者の皆さまへ

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

米国短期社債戦略ファンド 2015-12（為替ヘッジなし） 信託期間延長のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り信託約款の変更を行い、信託期間を延長させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、当ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきまして、変更はありません。

本お知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要です。

受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解くださいますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更内容

信託期間を4年延長し、信託終了日を2019年11月27日から2023年11月27日に変更します。

2. 変更理由

当ファンドは、「2019年10月28日において、既払分配金を含む基準価額が10,500円を下回った場合、信託期間を延長し、新たな信託期間終了日を2023年11月27日とします。」との基本方針のもと運用しております。このたび、2019年10月28日の基準価額は9,857円、設定来の分配金は375円、既払分配金を含む基準価額は10,232円となり、既払分配金を含む基準価額が10,500円未満となったことから、信託

期間の延長に伴う信託約款の変更を行うものです。

3. 信託約款変更日

2019年11月12日

4. 当ファンドが安定運用に切り替える目標水準について

当ファンドは、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えた場合、実質的にわが国の短期金融商品等の安定資産による運用に順次切り替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。

目標水準については、以下の通りです。

- ・2019年10月28日以前 12,000円
- ・2019年11月28日以降 10,500円（信託期間延長時）

※2019年10月29日から2019年11月27日の期間においては、繰上償還の判定を行いません。

ただし、基準価額が目標水準を超えてから満期償還日までの期間が短い場合は、繰上償還を行いません。

＜本件に関するお問い合わせ＞

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-88-2976

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

＜お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ＞

お取引先の販売会社にお問い合わせください。

以上